

総務委員会会議録

平成26年6月30日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:08

案 件

1. 議案第52号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例
2. 議案第53号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
3. 議案第54号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第55号 飯塚市債権管理条例
5. 議案第58号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について (総合政策課)
3. 災害対策基本法の一部改正等に伴う飯塚市地域防災計画の改訂について (防災安全課)
4. 飯塚市防災危機管理監の設置について (人事課)
5. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第52号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第52号につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

本案につきましては、第二次行財政改革を実施する中、本市の経費縮減を図るため、特別職の職員等の給料月額について、それぞれの給与を定めております条例の規定にかかわらず、市長100分の10、副市長、上下水道事業管理者及び教育長は100分の5を減じた額を支給するよう、特例として定めるものでございます。

本条例につきましては、平成18年度以降、毎年提案させていただいておりますが、本年につきましては、市長選挙等がございました関係で、施行を平成26年8月1日からとしており、平成27年3月31日までと定めているところでございます。

以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第52号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条

例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第53号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第53号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。

本議案は、平成26年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。議案書2ページから7ページに条文の改め文、8ページから18ページに新旧対照表を掲げておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正点についてご説明いたします。

まず1点目は、軽自動車税の税額を改正するものでございます。これは国と地方を通じた車体課税の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率を約1.25倍もしくは約1.5倍に引き上げるものであります。

税率引き上げの時期につきましては、原付及び二輪車につきましては、平成27年度から引き上げとなりまして、軽四輪車等につきましては、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから改正後の税率が適用されることとなりますので、実際は、平成28年度から税額が上がることとなります。例外としまして、平成27年4月1日に新規登録した場合のみ、27年度から税額が上がることとなります。税額の詳細につきましては、お配りしております別紙資料のとおりでございます。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、標準税率の概ね20%の重課を行うものでございます。この分につきましては、別紙資料の重課税率の欄に記載があるものが該当いたしまして、税率引き上げの時期につきましては、平成28年度からとなります。

今後、税負担がどのように変化していくかの具体的な例示としまして、資料裏面に自家用の乗用車の場合を例に挙げて記載しております。例えば上から2番目の、平成26年5月に新車を購入した場合は、13年を経過するまでは現在の税率のままで、13年を経過した平成40年度から重課税率が適用されることとなります。

また、上から3番目の、平成27年5月に新車を購入した場合は、翌28年度から税率が上がり、13年を経過した平成41年度から重課税率が適用されるということとなります。

次に2点目でございますが、地方法人課税に関しまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるものであります。法人税割の税率の、標準税率を12.3%から9.7%に、制限税率を14.7%から12.1%に、それぞれ引き下げるものでございます。この税率引き下げ相当分につきましては、地方法人税を国税として新しく創設し、その税収を地方交付税の原資とすることとなっております。この改正につきましては、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

以上、簡単でございますが、市税条例の改正内容につきまして補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕二委員

軽自動車税の税率について確認をさせていただきますが、27年4月1日以降に最初の検査を受けたものから、この税率が適用されるということですね。それと議案書の3ページの16条には、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番

号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用」というふうに書かれておりますが、最初に登録をして14年を経過した車両に関しても、この新しい税率ということですか。

○税務課長

28年度から13年を経過した車が対象となります。

○田中裕二委員

資料を見ましたら、税率で現行と改正案というのがありますよね。その横に重課税率というのがありますでしょう。この重課税率というのは、登録してから13年以降のものは、要するに排気ガスか何かの関係だろうと思うんですが、新たにこの重課税率をかけますよということですよ。それとこの16条の、14年を経過したものは新しい税率というふうに、私はそういうふうに読んだんですけども、この13年、この資料には13年と書いてありますが、議案には14年と書いてあります。この13年と書いてあるものと14年というものは別物ですよ。別の税ということでしょう。

○税務課長

いえ、同じでございます。

○田中裕二委員

結局、13年を経過したものですか。ということですかね。じゃあ、13年を経過したものについては、この税率が、例えば軽乗用の自家用で税率が7200円から1万800円に変わるのではなくて、重課税率の1万2900円になると、これプラスされるんですかね、これになるんですかね。

○税務課長

それになるということですよ。

○田中裕二委員

わかりました。ということは、13年を経過していないものに関しては、今までどおりということに理解していいですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

裏の四輪以上のやつが、現行は5500円で税率が6900円になって、重課税率が8200円というふうになつとるわけですけど、いま言う13年経たんやったら現行どおりというのは、5500円のままでいいということ。6900円になるのは、いつなるわけ。

○税務課長

現在持っておる車についてはそのまま。要するに本年度中に購入した車については今までどおりの税率で、それから14年を経過したら重課税に記載してある税額になるということですよ。それから27年の4月2日以降に購入した車については、28年度から改正案のところに記載してある税額になって、それから14年経過して重課税というふうになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第53号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第54号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の19ページをお願いします。「議案第54号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、社団法人飯塚医師会の一般社団法人への移行により、法人名称が変更されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

議案書20ページの新旧対照表をお願いいたします。右側の旧でございますが、下線の「社団法人飯塚医師会（昭和44年4月1日に社団法人飯塚医師会という名称で設立された法人をいう。）」を、左側下線の「一般社団法人飯塚医師会」に変更するものでございます。

以上で、改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第54号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第55号 飯塚市債権管理条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の21ページをお願いいたします。「議案第55号 飯塚市債権管理条例」の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、市の債権の適正な管理を期するため、債権所管課間における滞納者に関する個人情報相互利用及び私債権等の債権放棄等について定めるものでございます。

次に、この条例を制定するに至った背景についてご説明いたします。現在、個人情報保護の観点から、飯塚市が有する市税や使用料、給食費等の債権を滞納している者に関する個人情報は、飯塚市個人情報保護条例第14条第2項の規定により、本人の同意を得なければ目的外利用をすることができません。また、調査権を持たない非徴収公債権及び私債権につきましては調査が行き詰まり、支払い能力があるにもかかわらず納付しない者への対応について困難を要しており、市民全体の負担の公平性を阻害する大きな要因となっております。さらに、市の債権を複数種類滞納している者の中には、複数の課から別々に納付を促されたり、個人情報保護の観点から滞納した債務の全容を本市が把握できず、結果として各課の足並みがそろわず、徴収事務に支障を来しております。

このようなことから、債権を所管する課の間で滞納額や納付計画、納付実績等の個人情報を共有することにより、総合的な納付計画や生活改善指導など、従来の債権回収業務とは異なる視点から働きかけを行うことで、滞納者自身も利益を享受できるような施策を講ずるためにも、

市の債権を所管する課の間で個人情報相互に目的外利用することが公益上必要であり、住民福祉につながるものと考えております。

そこで、飯塚市個人情報保護条例第7条第2項第2号及び第14条第2項第2号の規定に基づき、一定の要件を満たした滞納者の個人情報を目的外利用できるよう、飯塚市債権管理条例を制定するものでございます。

続きまして、飯塚市債権管理条例についてご説明いたします。第1条においてこの条例の「目的」、第2条において債権の種別を「定義」しており、第3条が「市長の責務」、第4条が「台帳の整備」となっております。

22ページをお願いします。第5条に「滞納者に関する情報」として、一定の要件を満たした滞納者の個人情報を目的外利用できる要件を定めております。第1項において、「市長は、市の債権において、履行期限までに履行されない場合、当該債権以外の市の債権に係る滞納の有無その他の個人情報を、当該債権の管理のために必要な範囲内で実施機関の内部において利用し、又は他の実施機関から提供を受けることができる。」としております。第2項においては、「市長は、前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務以外に利用してはならず、その利用に当たっては当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定めております。

第6条で「督促」に関して、第7条第1項では、私債権等についての「強制執行」、及び第2項では「徴収停止等」について定めております。第8条においては、「債権の放棄」について定めており、第1項第1号の「債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき」から、第7号の「債権者である法人の清算が終了したとき」までのいずれかの要件を満たした場合において、市の債権を放棄することができることについて定めております。

23ページをお願いします。附則において、本条例につきましては、市民及び関係職員への周知に必要と思われる期間を設けるため、施行日を平成26年10月1日からとしております。

以上で、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

これは、今度新しくできた、税務課にできたところが管轄してやるということになるわけですね。今の段階でいろんな債権があるわけですけど、時効は全部同じですか。

○税務課長

時効は違います。公債権、私債権とそれぞれ違います。

○兼本委員

公会計の分は差し押さえ等々ができるわけですけど、今度これをやることによって私債についても差し押さえができるというふうにとらえるわけですか。

○税務課長

私債については差し押さえできませんけど、法律的な措置に向かうためのいろいろな情報を得て、まあ今までどおりよりも、もう少しというか、厳正に徴収ができるようになるというふうを考えております。

○兼本委員

随分前です、給食を公会計に持っていったんですよね。滞納がずっとあって差し押さえできんやっただけです。何とかこう、いろいろやってから公会計に持って行って、今やっとな滞納、差し押さえ等ができるわけですね。私債権というのは、いま何がありますか。

○税務課長

まず私債権ですけど、児童クラブ利用料、介護サービス事業自己負担金、住宅新築資金等貸

付金、住宅改良等資金貸付金、市営住宅使用料、同じく駐車場使用料、それから就学資金貸付金、学校給食費、災害援護資金貸付金、同和地区結婚支度金、専修学校等技能習得資金貸付金、以上でございます。

○兼本委員

いま学校給食は公会計になってませんか、学校給食。学校給食はいま差し押さえられるでしょう。

○税務課長

給食費は私債権ですので、現在やっているように、裁判所を通じて差し押さえるということで、直接的な差し押さえは、税とか当然できないようになっております。

○兼本委員

今度、法律の時効がずっといくつもこう、3年、5年とかずっとあるわけですね。これ法律の改正で、もう時効を今度一本化しようというような動きがあつとりますからですね、国のほうでそれを今、いろいろ時効が面倒やからということでやつとりますので、よく注意してやっていたかかないかと思えますけど。しかし、これだけのものをやって、そしてこれ1つでも例えば滞納が生じたときには、こういうふうな滞納がないかということと全部調査かけられるということですね。今のこれでやった場合には。例えば、住宅新築資金とか住宅改良資金とかいうのは滞納でずっと上がっておりますからわかりますけどね。例えば、学校給食とかそれから児童クラブ利用料とかそういうもの、それから介護の自己負担金とかいうのは、なかなかそのときそのときでわからんからですね。例えば、その課長のところの担当の人たちが、例えばどれかわかったときに全部調査かけられるわけですか。あなたのところはもちろん固定資産税とか、それから市県民税とかいうものが主なところですよ。介護の自己負担とかいうようなものは、担当が違うと思えますけどね。そのときには介護の担当課のところは全部に調査をかけて、あなたのところにこれだけの滞納がありますよということを持ってくるわけですか。それともあなたのところの担当の職員の方たちが、それぞれからこういう滞納がありますよということと資料を提出してもらって調査かけるんですか。どういうふうになるんですか。

○税務課長

個人情報の収集の方法ということでよろしいですかね。例えば、A課がB課の資料というか、情報がほしいというときにつきましては、あくまでもその所管課、税務課の――

(発言する者あり)

○兼本委員

これはあくまでも、債権を管理するということは回収するということが大きな目的であろうと思うんですね。市長が施政方針の中でも言われましたようにね、これはとにかくいま行財政改革で抑えるのは抑えるけど、収入も確保せないかと。収入を確保するためには、こういうものをつくって収入を確保しましょうということとを言われてるわけですよ。ということは、あなたのところの担当課があるわけですよ。担当課の人たちは、例えば固定資産税とか市県民税とかいう滞納はわかりますよね、自分の課のところですからね。だけど、例えば一番多いのは児童クラブとか介護の自己負担とかいうのは、これはほとんどあなたのところじゃわからんと思うんですね。そのときには誰が調べるんですか、これがもしもこういうときには。そして、あなたのところにこういうふうな債権が、債務がありますよということの報告は、いつさせるわけですか。ただつくっただけじゃ、何もならんとですよ。これきちっと管理して取らんかんわけですからね。だから、取るのはあなたのところ取るわけでしょう、もちろん。じゃあどこが取るんですか。そしたら、各課が取るわけですか。そしたら各課が取るんやったら各課が、そしたら、あなたのところの課は何をするんですか。管理するだけ。

○税務課長

まず債権の回収につきましては、原課でするようにしております。そして原課のほうで個人

情報、滞納者の情報、所得、収入、住民票以外の所に住んである方も結構おられますので、そういうさまざまな情報、それから滞納記録とか折衝記録あたりの情報について、よその課からもらえるようにしております。ただ、その中に未収金対策係が間に入って個人情報の管理をしながら、情報をよその課からいただいて、申し出た課に渡すというような中間的な役割と指導を行うように考えております。

○兼本委員

未収金対策係というのが今度できたんですよね。未収金対策係がそしたら、例えば各課が滞納しとるやつを一括して管理するわけですか。中に入るだけやったら何もそんなつくる必要、何もないわけですよね。あなたのところが、徴収は各課がやる、そして未収金係というのは各課がこれだけ滞納がありますから未収金係に調べてくださいということで、あなたのところが調べて、よそのところにこういうのがありますよということで出すわけですか。実際に例えば一件だけ、例えば未収金係の仕事は、どういうことやるわけですか。それ、ちょっと教えてください。

○税務課長

未収金対策係の業務としましては、全庁的にまたがる滞納債権の徴収の仕方の指導とか情報の提供、そういうところをするようにしております。

○兼本委員

いま、いろいろ各課によってそれぞれ、あなたのところはもう預金を差し押さえできるから差し押さえますよね。税務は公会計で、バーンとやられますよね。ほかのところは裁判所を通じてやるところもありますよね。徴収の仕方を指導するとか、その債権をまとめるところは各課がそれぞれ、例えば介護保険のところが負担料が滞納になっているとするでしょう。そしたらずっと滞納のほうから、介護保険のほうからほかのところはありませんかというところを調べるのは、あなたのところを通じて調べるわけですか。調べる。あなたのところが調べるわけよね。調べてやるわけよね、ずっと。まだやってないからわからんとやろうと思いますけどね、今からやるんやからわからんと思いますけど、あなたのところが調べてやるわけでしょう。調べてやるわけでしょう。そしたらあなたのところが台帳管理できるわけですよね。結局どれだけAさんについては介護保険がたまっている、何がたまっているというふうなことの台帳管理ができますよね。できますよね。そして、それについてどういう方法で、この分については、この債権については例えば預金の差し押さえができるとか、それからこの分については、裁判所を通じて取り立てなさいとかいうような指導をするということでしょう。そしたら、あなたのところで、やっぱり台帳と言いますかね、滞納額は一括して管理するということがやっぱり大事だろうと思いますけど、管理はしないわけですか。

○税務課長

この条例が通ったあとにつきましては、そういうところも含めて滞納の名寄せを行いたいというふうに考えて、全庁的に取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○兼本委員

そうしますと、今度決算で、いつも決算の資料でずっと出てきますよね。そして不能欠損に落とすやつがありますよね。固定資産税やら差し押さえかけているから、これは不能欠損で落ちませんが、ほかのやつで何もしてないのはどんどんどんどん不能欠損で落ちていくやつがあるわけですよね。そういうのを全部あなたのところで一元できちっとしとけば、この分については時効を止めなさいというふうなことの指導もされるということではないですかね。とにかく債権は全部、そこで全部管理して、時効を止めるとか、徴収方法はこうなさいとかいうようなことを全部やるという、これが通った場合にはそういうことだということで確認しとっていいんですかね。

○税務課長

いえ、債権の回収につきましては、自分のところ、原課でやっていただくというふうにしておりますし、債権が――

(発言する者あり)

はい、あくまでもその個人情報の相互利用における私債権等の債権放棄について、そういうところの判断をするというか、そういう役目を担っております。

○兼本委員

それやったら何も債権回収係やらつくる必要ないでしょうも。あなたのところで一元的に全部債務を、市が持っている債権を全部確認して、これだけの債務がありますよということをあなたのところで管理しとれば、例えば、よその介護の係とか、それから児童クラブの係のところ、こういうものがありますから徴収しなさいということをご指導するわけでしょう。指導するわけでしょう。取るのは原課やけど、指導はあなたのところでやるんじゃないんですか。これつくったちゃです、実際に運用しないと何もならないんですよ。なぜ私がしつこく聞きようかと言ったら、つくるだけじゃなんもならないわけですよ、運用せんと。だから、その運用の仕方をどういうふうにするかということを確認しよるわけですよ。ただつくってね、債権がこれだけ、Aさんについては、この債務、この債務、この債務がありますよということで、確認しとってもですね、それはあなたのところが原課に対して早く徴収しなさい、これはこういう方法で徴収しなさい、そして時効になりようから、時効の中断をしなさいとかいうようなことを指導していかんとですね、行財政改革で出るのを抑えようけど、入るのも入れようとしとるわけですからね、そのためにわざわざ係をつくったわけですから。ということで、運用してないときやきね、あんまりあれやけど、運用するときね、そういう気持ちで運用してもらわんとね、ただつくって管理だけしました。そして原課に対して徴収しなさいと言ったけど、原課が徴収してませんというようにして終わらないようにね、徴収せんやったら、なぜ徴収しないかということで、3回も4回も言って徴収しなかったらペナルティをとるぐらいのね、強い指導力を持って、これこそあなたのところの債権回収が、銀行とかそういうところは一番強いわけですからね、ここが取り立て屋ですから、そういうところの部署にならないかんわけですよ。どうですか、そこんどこ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:36

委員会を再開いたします。

○兼本委員

まだ運用をしてないときですから、運用をするまでの間に、今いろいろ言いましたけど、そういうものをよく検討して、こういう方法でやりますということでね、これいつからやったかな、26年10月1日から施行やから、10月ですから12月ぐらいの議会でもいいですからね、こういう方法でやりますということを、報告事項で結構ですから報告してください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第55号 飯塚市債権管理条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第58号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

それでは「議案第58号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の28ページをお願いいたします。

市町村は、消防組織法の規定に基づきまして、条例で定めるところによりまして、非常勤消防団員に退職報償金を支給することになっております。本市におきましては、飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条の規定に基づきまして、階級及び勤務年数によりまして退職報償金の支給額を定めておりますが、このたび、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令で規定しております退職報償金の支給額の改正が平成26年3月7日に公布され、4月1日から施行されました。したがって、飯塚市非常勤消防団員の退職報償金の支給額を政令と同額に改正しようとするものでございます。

それでは、議案書30ページの新旧対照表をお願いいたします。この別表は、縦が階級、横が勤務年数になっておりますが、今回の改正でございまして、新しい表の階級のうち、「勤務5年以上10年未満の団員」につきまして、最低支給額を20万円とするため、これまでの14万4000円から5万6000円を引き上げ、その他の階級及び勤務年数の消防団員につきましては、一律5万円の引き上げを行うものであります。

また、附則といたしまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行し、第2項では、平成26年4月1日以降の退職者から適用することを規定したものでございます。第3項につきましては、内払いなどの経過措置を規定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第58号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明いたします。資料1ページのこれまでの主な経過及び今後のスケジュール(案)についてをお願いいたします。

吉原町1番地区第一種市街地再開発事業につきましては、5月27日に吉原町1番地区市街地再開発組合の通常総会が開催され、本市が参加組合員として加入することの承認をいただい

おります。また、本体建築工事が本格化する中、6月3日には、2階から4階フロアの施工にかかる協議を設計業者、医師会と飯塚市の3者で開始しております。今後は、各フロアの最終的な施工図を決定する予定となっております。

飯塚本町東土地区画整理事業につきましては、5月29日に第1期解体工事に係る地元説明会を開催の上、工事着手しております。また、6月2日から第2期移転協議を開始しております。移転期限は平成27年1月、建物除却期限は平成27年3月までとしております。6月26日には、飯塚本町東地区商業の活性化研究会分科会を開催し、商業街区の街並みルールづくりについて検討しています。

ダイマル跡地事業地区については、5月30日に解体工事を完了しております。

次に、今後のスケジュールについては、7月上旬に吉原町1番地区第一種市街地再開発事業に係る分譲マンションのモデルルームが片島の西鉄バス筑豊営業所に設置され、広告等により資料請求された方への公開・分譲が開始される予定でございます。

7月12日には、ダイマル跡地事業地区について、建築工業者が決定されることとなっております。なお、ダイマル跡地事業地区については、次ページ以降で補足説明いたします。

次に、7月17日には、飯塚本町東土地区画整理審議会を開催し、事業の進捗状況について報告いたします。

7月22日には、第7回飯塚市中心市街地活性化協議会を開催し、平成26年度予算、平成25年度決算、中活事業進捗の報告等を行う予定となっております。

2ページをお願いします。ダイマル跡地事業地区暮らしにぎわい再生事業について、2ページで解体工事を、3ページで今後の建築工事について報告いたします。

まず、2ページの解体工事については、工事完了までの事業経過についてまとめております。

解体工事の設計内容については、平成26年3月20日に市における設計の考え方を確認。その内容をまちづくり会社と協議し、平成25年5月19日の設計（変更）内容の確認を踏まえ、まちづくり飯塚は、請負金額の変更を行っております。

5月28日に請負業者より工事完了届がまちづくり飯塚に提出され、5月29日に完了検査の実施、市は5月30日に完了実績報告書の提出を受け、現地及び書類等の完了検査を実施しております。主な検査事項は①から④の記載のとおりでございます。なお、添付の写真は、完了検査時に現地を撮影したもので、周囲は鉄板で仮囲いしている状況です。

次に、請負金額の変更については、当初契約金額、税込みでございますけれども、1億5739万5000円、変更契約額については1億4938万5600円で、800万9400円の減額となっております。主な精査内容については、数量根拠の精査により、数量算定の内容のチェック、産業廃棄物マニフェストによる実績の比較、工種における工事実績との照合による設計と実績の精査等を行っております。

次に、3ページをお願いいたします。建築工事についての主な事業経過については、平成26年3月25日に建築工事積算書の審査を行っており、3月27日に平成25年度補助金交付申請の提出を受けております。

3月31日には、地場企業及び地場産品の活用並びに適正な業者選定について文書を発送しています。

4月8日には、まちづくり飯塚より契約事務等に係る市の基準等について参考としたい旨や、入札会における市職員の立会いについての依頼文書を受け、4月25日にその回答を文書で発送しております。また、同時に今後の事務処理における基準を明確にするためのフロー図を作成し、その旨をまちづくり飯塚に通知しております。

6月12日には、まちづくり飯塚より業者選考等に係る仕様書の提出を受けましたので、6月13日に契約課、建築課、中活課において内容確認を行っております。

次に、発注概要としましては、箇条書きのとおり、①入札制度は指名競争、②業者選考は、

市内建築S1業者の全10者、③価格公表については、予定価格、最低制限価格を設定し、事前公表する。指名参加者には、④の参加申請書、経営審査書、談合防止誓約書等の提出を受け、⑤現場説明会では、現場説明書、説明事項、数量書等を配布、⑥入札では、市の立会、⑦落札者の決定では、最低価格の入札書が2通以上ある場合は、くじ引き抽選にて決定することになっております。

下段に、6月下旬に業者に対する指名通知、現場説明、7月中旬に入札を行う旨の報告を受けているとなっておりますが、現在、建築工事の発注については、金融機関の融資実行を受け、6月24日に指名通知を行い、26日に現場説明、見積期間の15日間を経て、7月12日に入札を行う旨の報告を受けております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

終わったことですので、いろいろ言いませんけど、今の解体工事について800万ほど減額になったということで出ておりますけど、たまたま今この工事請負契約報告書というのが出てるわけですよ。飯塚本町の焼け跡のところの永楽町とか公設市場の解体工事やろうと思えますけど、1工区と2工区あわせて、5900万と5600万ですから、1億1千何ぼぐらいなんですよね。あの大きな建物、高いやつです。1億1千万。ダイマル跡地はダイマル跡地1棟で1億4900万、約1億5千万。もう何も言わなくてもわかろうと思えますけど、いかに格差があるかということがあるんです。だから、やった後にこういうものが出てくると、すごく格差があるということがわかるわけですね。だからもう終わったあとですからね、100条もやって終わったあとでできませんでしたが、今度ですね、建築工事が今からあるわけですよ。建築工事についてもですね、おそらく西鉄とかいろんところのやつが、大体の金額が表へ出てくると思えますので、あまり高止まりにならないようにね、いろんところの整合性を見ながら、やっぱり工事金額もね、なるほどこの程度やったら妥当やなという金額ぐらいに抑えるようなことは、よく指導していただきたいというふうに思っております。あなたたちもこれを見てダイマルが1億5千万で、永楽町から公設にかけて一帯の解体費が1億1千万、約1億2千万、面積にしても相当違いますよね。建物もみんなビルになった3階建てとか、それからこっち側の時計屋さんの裏は結構高い、さかえ屋のマークがついているところは4階か5階あるでしょう。あんなふうなやつと見ればね、いかにこの解体工事の差があるかということは、一目瞭然わかんと思えますので、今度の本体工事については、そういうことのないように適正に、まあデベロッパーがやることですから、あまり市が高いやないかということとは言えないかもしれませんがね、建築課の指導をいただきながらですね、適正な価格でやっていただくように。飯塚市もそれだけの補助金を出すわけですからね。いろいろあとから指摘がないように、適正にひとつ指導してやってください。もう質問はしません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーバール市との友好交流について」報告を求めます。

○総合政策課長

本事案につきましては、昨年12月19日開催の総務委員会におきましてご報告させていただいておりました、アメリカ合衆国カリフォルニア州サニーバール市との友好交流につきまして、その後の経過をご報告させていただきます。

また、お手元に資料といたしましてA4の資料を配布させていただいておりますので、ご参

照のほどお願いいたします。

本市では、サニーベール市と昨年12月20日「友好交流関係協定書」を締結し、国際交流を通じた将来世代の育成を図るため、まずは学校間交流から開始しておりまして、クリスマスカード、年賀状、バレンタインカードなど、手紙のやりとりを行っております。このたび、6月17日から6月23日までの7日間、サニーベール市より中学生10名、高校生1名、合計11名の生徒と教員2名、サニーベール姉妹都市協会関係者の方が3名、総勢16名の方々が来飯、滞在されたところでございます。

交流内容といたしましては、これまで学校間における手紙のやりとりなどを行ってきました、二瀬中学校、伊岐須小学校、嘉徳東高等学校、また九州工業大学などへの訪問をはじめ、二瀬中学校の保護者などのご協力によりまして、生徒一人ひとりが11のご家庭へホームステイをいたしております。

また、今後の交流事業としましては、教育委員会で実施いたします「中学生海外研修事業」として、中学生20名を8月20日から8月28日までの9日間、サニーベール市に研修派遣を行い、現地の中学校への訪問やホームステイなどを通じまして、交流を図ることといたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「災害対策基本法の一部改正等に伴う飯塚市地域防災計画の改訂について」報告を求めます。

○防災安全課長

災害対策基本法の一部改正等に伴う飯塚市地域防災計画の改訂を行いましたので、その概要についてご説明いたします。

東日本大震災以降、地震や原子力災害への対応や、平成24年の九州北部豪雨に代表される異常気象等の自然災害に対する取り組みの強化が必要とされ、また、平成25年6月に公布された災害対策基本法の大幅改正や、中央防災会議による防災基本計画及び福岡県地域防災計画の改訂等にあわせて、市民の避難といった人命を守ることを最重要視し、災害時要援護者への支援体制の充実を目的とした男女共同参画の視点に基づいた防災対策を推進するために、飯塚市地域防災計画を改訂し、平成26年6月18日に開催した飯塚市防災会議において承認を受けましたので、その報告を行うものでございます。

配布させていただいております資料「1 改訂に係りますスケジュール」、「2 主な変更点」におきまして説明をさせていただきます。

まず、「1 改訂に係るスケジュール」につきましては、平成25年2月26日に改訂支援業務委託を結び、その改訂業務に取り組んでまいりました。当初、平成25年11月末までの改訂を予定しておりましたが、災害対策基本法の一部改正等にあわせ地域防災計画の改訂が必要となりましたことから、改訂支援業務委託契約を平成25年度末までに延長し、その対応を行っております。

また、この間に飯塚市防災会議委員の女性委員を3名増員し、それまでの女性委員1名とあわせ、計4名による男女共同参画の視点に基づいた防災会議小委員会を計2回開催いたしまして、詳細協議を行っております。また、このこととあわせてまして、平成26年3月26日に平成25年度第2回飯塚市防災会議において変更点等を報告し、平成26年6月18日の平成26年度第1回飯塚市防災会議において承認を得たものであります。

次に、「2 主な変更点」についてご説明いたします。今回の主な変更点といたしましては、

(1) 改訂に伴う背景、及び基本方針の規定、(2) 重点項目の推進・強化、(3) 災害対策基本法の一部改正に伴う規定項目の追加、(4) 男女共同参画の視点に基づいた防災対策の推進の4点となります。

1点目の「改訂に伴う背景、及び基本方針の規定」につきましては、先ほど説明いたしました、今回改訂に至った経緯等について新たに地域防災計画に規定したものです。

2点目の「重点項目の推進・強化」につきましては、まずは市民の避難といった人命を守ることを最重要視した施策に対応する5項目について規定させていただいたものでございます。

3点目の「災害対策基本法の一部改正に伴う規定項目の追加」につきましては、災害対策基本法の改正に伴う市町村地域防災計画に規定が義務付けとなった災害時避難行動要支援者名簿関係事項、及び計画への規定が望ましいもの2項目について規定したものです。

4点目の「男女共同参画の視点に基づいた防災対策の推進」につきましては、企画段階からの女性の参画や男女共同参画推進センターの役割の明確化、避難生活者への配慮等について、飯塚市独自の取り組みとして規定したものであります。

また、今回改訂いたしました地域防災計画につきましては、市ホームページを通じ、市民等への周知を行ってまいります。なお、委員の皆様には、後ほどでございますが、地域防災計画書を配付させていただくこととしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市防災危機管理監の設置について」報告を求めます。

○人事課長

「飯塚市防災危機管理監の設置について」ご説明をいたします。A4用紙1枚ものの資料をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

近年、地球温暖化等の影響で自然災害がいつどこで起こるかかわからない中、災害発生時における自治体の判断、対応能力の重要性が指摘されております。そのような中、他自治体におきましては、防災や危機管理に関しまして、専門的知識・経験を有する自衛隊の幹部職OBを雇用して、災害等に即応できる組織体制の強化を図っております。

本市におきましても、安全で安心な市民生活の実現を図るべく、平成25年度より総務部内に防災安全課を設置して、防災力の向上を図っておりますけれども、更なる防災関係機関との連携強化や災害応急対策の推進、防災訓練の企画・指導等、災害に即応できる組織体制を強化するため、専門的な知識と豊富な経験を有する自衛隊の幹部職OBを採用し、防災危機管理監として設置することといたしましたので、ご報告するものでございます。

その内容につきまして資料に沿ってご説明いたします。まず、この防災危機管理監設置の目的といたしましては、先ほども少しご説明いたしましたが、災害に即応できる組織体制の強化並びに防災及び危機管理に関する重要施策の実効ある推進のため、専門知識と豊富な経験を有する防災危機管理監を設置して、一定期間にその専門的な知識、手法等を伝授し、職員の意識の高揚を図ることとしております。

次に、職種等でございますが、雇用形態は飯塚市一般職の任期付き職員の採用に関する条例第2条第2項第1号に基づく一般任期付職員としております。職名は防災危機管理監とし、課長補佐相当職とするものでございます。組織上は総務部内に防災危機管理監を置きまして、防災安全課を中心に相互連携を図ることとしております。

次に、職務の内容につきましては、平常時におきましては、防災及び危機管理に関する重要施策の推進及び実施、防災及び危機管理に関する市職員等への思想の普及・啓発、防災訓練等

の企画立案・実施、各所管課における事業継続計画の作成支援、自衛隊その他関係機関との連絡調整などを主な職務といたしております。また、災害等の非常時におきましては、災害警戒本部長等への指導及び助言、災害警戒準備室、あるいは災害対策（警戒）本部での総括部業務、国民保護情報連絡班の業務などを担うことといたしております。その他市の防災及び危機管理並びに生活安全施策全般に関すること等を含めまして、7項目の職務内容を予定しております。

採用予定日は、平成26年8月1日からとし、任用期間は3年間といたしております。3年間でその専門的な知識、手法等を伝授していただき、防災・危機管理に関する職員の育成を図りたいと考えております。また、条例上は5年を超えない範囲において任期を更新することができるかとされておりますので、3年間で管理監の設置の効果等を検証いたしまして、その後の任用更新等については改めて検討することといたしております。

採用候補者につきましては、その人選について自衛隊のほうに推薦依頼をし、現在、陸上自衛隊飯塚駐屯地に着任されております56歳の幹部自衛官、1等陸佐の方でございますけれども、こちらの紹介を受けまして、書類選考及び面接等を実施いたしましたところ、適任であると判断されますので、この方の採用を予定いたしているところでございます。

以上、簡単でございますが、「飯塚市防災危機管理監の設置について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長補佐

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料により、ご報告いたします。

今回報告をいたします2件の工事は、いずれも解体の専門工事でございます。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、飯塚本町東地区土地区画整理事業解体（1工区）工事及び飯塚本町東地区土地区画整理事業解体（2工区）工事の2件ともに市内の解体業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

各工事の入札結果でございますが、資料1ページをお願いします。飯塚本町東地区土地区画整理事業解体（1工区）工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5902万8480円、落札率88.81%で有限会社クリーンジャパンが落札しております。なお、この入札につきましては、9者全者が最低制限価格による同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料2ページをお願いします。飯塚本町東地区土地区画整理事業解体（2工区）工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5616万円、落札率88.84%で株式会社福飯工業が落札しております。なお、この入札につきましては、入札参加8者全者が最低制限価格による同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。